

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定.....（医務薬務課） 1

告 示

北海道告示第430号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和3年6月18日から施行する。

令和3年6月17日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N－{1－[2－ヒドロキシ－2－（チオフェン－2－イル）エチル]ピペリジン－4－イル}－N－フェニルプロパンアミド及びその塩類
- 2 メチル＝2－[1－（4－フルオロブチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類